

## 主 文

本件上告を棄却する。

## 理 由

弁護人設樂敏男の上告趣意について。

論旨は証人 A の証言が実験則上不可能な事実を供述するものであると主張する。

しかし、それは原審の採用しなかつたと認められる被告人の供述その他の証拠に立脚しての所論であつて、その然らざることはその証言の内容自体に徴して明らかである。また同証人と証人 B の各証言中に所論の如く相互に一致しない部分のあることは論旨の指摘するとおりであるが、その齟齬する点は判示罪となるべき事実の点に関するものではなく、論旨も認めているように、本件犯行発覚当時の情況に関するものであり、証人 A は被害者 B に被害事実を告知した旨、また証人 B は自ら被害事実を覺知しれ旨それぞれ供述しているに過ぎないのであつて、右両個の証言中につかれる主觀的齟齬があつてもこれがために直ちにそれらの証言に証拠価値なしといふことはできない。元来証言なるものは或る事實に対する証人の主觀的認識をその記憶するところに従つて供述せられるものに外ならないのであるから同一の客觀的出来事に関する各証人の供述と雖も各人の注意力記憶力等の關係から微細の点にいたるまで一致するものでないことはむしろ通例であつて、それらの各証言の証拠価値は事實審裁判所が諸般の事情を斟酌して判断するところに委ねられているのである。されば原審が所論の証言を原判決拳示の他の証拠と相俟つて綜合認定の資料としたからとて、所論の違法があるということはできない。そして原審認定の判示事實は原判決拳示の証拠を綜合すればこれを肯認するに難くないのであるから、所論は結局事實審である原審の裁量権に属する証拠の取捨を非難し延いて事實の認定を論難するに帰着し上告違法の理由とならない。

よつて旧刑訴四四六条に従い主文のとおり判決する。

検察官 福島幸夫 関与

昭和二六年五月三一日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 岩 松 三 郎

裁判官 澤 田 竹治郎

裁判官 眞 野 賀

裁判官 齋 藤 悠 輔